

## 少年法の適用年齢引き下げに反対する会長声明

平成27年6月17日、改正公職選挙法が成立したが、その附則においては、「少年法その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする」と定められた。これを受けて、自由民主党は、「成年年齢に関する特命委員会」において、少年法の適用年齢を18歳未満に引き下げることにつき議論を進めており、適用年齢引き下げに積極的な意見が大半を占めているとの報道がなされている。

しかしながら、当会は、以下の理由により、少年法の適用年齢引き下げについて、強く反対する。

### 1 現行少年法は、少年非行の減少に寄与している。

現行少年法においては、少年の健全な育成を期するという理念に基づき、20歳未満の非行を犯した少年は、すべて家庭裁判所に送致される。家庭裁判所では、家庭裁判所調査官が、少年の生育歴、家族関係、交友関係等の事件が生じた原因を解明するための調査を行い、必要に応じて、少年鑑別所で、専門的な見地から少年の資質上の問題の調査が行われる。これらの調査等に基づき、再非行を防ぐための処分が決定され、少年の人格の内面に踏み込んだ少年院等矯正教育等が行われることとなっている。

現在、我が国の少年非行は減少し、少年による凶悪犯罪の検挙人員も減少しているが、これは現行少年法のシステムが、概ね有効に機能していることを示すものである。

### 2 適用年齢を引き下げた場合、少年が再非行に陥るリスクを高めるおそれがある。

少年法の適用年齢が18歳未満に引き下げられると、18歳、19歳の少年は成人の刑事手続きで処分され、家庭裁判所による専門的な非行原因の調査、少年院等における矯正教育等が行われないことになる。特に平成25年の刑法犯の起訴率が16.9パーセントに過ぎないことからすれば、18歳、19歳の少年が比較的軽微な犯罪を行った場合、単に起訴猶予とされる場合も多いと思われる。

このように、適用年齢引き下げにより、少年の生育歴、家族関係、交友関係等の事件が生じた原因を解明するための調査や矯正教育がなされず、少年が再非行

に陥るリスクが高まるおそれがある。

実際、他国において、刑事裁判所に送致された少年は、少年裁判所に送致された場合より、より高い再犯リスクを有するとの報告があり、少年法の適用年齢が引き上げられた例もある。

### 3 現行少年法でも重大事件に対して厳しい処罰がなされうる

少年法の適用年齢引き下げの議論は、少年による重大事件の報道により、重大な罪を犯した少年は、成人と同様に処罰すべきという意見によるものと考えられる。

しかし、既に述べたとおり凶悪犯罪の検挙人員は減少しているだけでなく、現行少年法でも、一定の犯罪結果が重大な事件については、原則として家庭裁判所から検察官に送致され、成人と同様に刑事裁判を受けるものとされており、行為時18歳以上の少年に対しては死刑判決すら選択しうる。

重大な罪を犯した少年は厳しく処罰すべきであるという意見は、適用年齢を引き下げる理由とはならないのである。

### 4 適用年齢は法律ごとに個別に定められるべきである

公職選挙法改正により、選挙権が18歳から与えられるとしても、各法律の適用年齢は、法律ごとの目的に応じて定められるべきであり、少年法にも当然に連動すると解すべきものではない。

以上のとおり、現行少年法が概ね有効に機能している現状において、少年法の適用年齢を引き下げる必要性は見いだせない。適用年齢引き下げにより、18歳、19歳の非行少年に対して適切な処分がなされなくなり、かえって再非行に陥るリスクを高めるおそれもある。少年法の適用年齢引き下げは、現行少年法の理念を後退させるものであり、当会は強く反対する。

以上

平成27年7月3日

宮崎県弁護士会

会長 町元 真也

